

都道府県
各 指定都市 保育所・認定こども園等主管部（局） 御中
中核市

こども家庭庁成育局保育政策課

令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その6）

平素より保育政策の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震及びこれに伴う災害により被災された保護者等に係る対応については、「子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）」（令和6年1月2日付けこども家庭庁成育局保育政策課等事務連絡）、FAQ（令和6年能登半島地震）等において周知を行ったところですが、追加事項について下記のとおり周知いたしますので、各都道府県等におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いいたします。

なお、今般の災害に関し、今後、必要が生じた場合には、別途通知することがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

記

1. 利用定員の弾力化及び設備運営基準等の柔軟な取り扱いについて

- 令和6年能登半島地震及びこれに伴う災害により被災した児童（以下「被災児童」という。）に係る対応については、「子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）」（令和6年1月2日付けこども家庭庁成育局保育政策課等事務連絡）及びFAQ（令和6年能登半島地震）において、
 - ・ 利用定員について、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第22条又は第48条に基づき、災害等やむを得ない事情がある場合には、利用定員を超えて特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことができること
 - ・ 設備運営基準について、被災児童の受け入れに当たっては、児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、設備運営基準及び公定価格基準を下回ることも差し支えないことをお示ししているところです。
- また、「令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その4）（一時預かり事業（災害特例型）について）」（令和6年1月19日付けこども家庭庁成育局保育政策課、文部科学省初等中等教育局幼児教育課事務連絡）において、「一時預かり事業（災害特例型）」の実施に当たっては、実施場所の区分に応じ、事業類型毎の設備運営基準等を満たす必要がありますが、被災児童の受け入れに当たってやむをえない場合は、児童の処遇に著しい影響を生じない範囲であれば、必要な期間において、設備運営基準等を満たし

ていなくても事業を実施することを可能とすることとしているところです。

- こうした被災児童の受け入れに当たっての取り扱いについては、今般の災害の発生直後に限らず、当分の間、令和6年4月以降も継続しますので、引き続き被災児童の受け入れについて特別の御配慮をいただきますようお願いいたします。
- なお、今般の災害の影響により、在籍する保育所等を利用できなくなっている場合には、「一時預かり事業（災害特例型）」の実施により、これまで利用していた保育所等に在籍したまま、居住地の市町村に所在する別の保育所等を利用することや居住地の市町村以外に所在する保育所等（以下「避難先保育所等」という。）を利用することを可能としているところですが、仮に例えば年度が替わるタイミング等で被災児童が避難先に生活の拠点を移した場合にも、避難先保育所等においても上記の利用定員の弾力化及び設備運営基準等の柔軟な取り扱いが適用されることから、引き続き避難先保育所等において被災児童の受け入れを行っていただくようお願いいたします。
- その際、被災児童は施設型給付費等が支給される教育・保育給付認定子どもとなりますが、被災児童に係る施設型給付費等における各種加算や加減調整・乗除調整の取り扱いについては、例えば、3歳児配置改善加算について、被災児童の受け入れによって配置基準上保育士数を満たせなくなる場合、被災児童の受け入れの影響を除いた利用児童数に基づいて適用を判断する等、被災児童を受け入れた避難先保育所等において施設型給付費等の計算上の不利益が生じないように、特別の御配慮をいただきますようお願いいたします。

2. 保育所等への心理士等の派遣について

- 被災児童の心のケアとして、保育所等へ心理士等が巡回支援を行い、保育所等に通う被災児童の心のケアを行うことが考えられます。その際には、「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の活用が可能であるため、当該事業の積極的な活用を御検討ください。
- 活用に当たっては、「保育人材確保事業の実施について」（令和5年3月30日子発0330第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添8「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業実施要綱」中、「若手保育士への巡回支援事業」又は「保育事業者への巡回支援事業」により実施することとなります。

3. 臨時休園等した特定教育・保育施設等に在籍する子どもの保護者等に係る利用者負担額等について

- 臨時休園等した特定教育・保育施設等については、教育・保育の実施が継続されているものとして、通常どおり施設型給付費等を支給することとしていますが、こうした取り扱いについては、今般の災害の発生直後に限らず、当分の間、令和6年4月以降も継続します。
- また、その際の当該臨時休園等した特定教育・保育施設等に在籍する子どもの保護者等に係る利用者負担額については、今般、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府

令第44号)第58条第4号「災害その他緊急やむを得ない場合としてこども家庭庁長官が定める場合に該当し、保育の提供がなされないこと」における、「災害その他緊急やむを得ない場合としてこども家庭庁長官が定める場合」について、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害により臨時に休園等をする場合」と決めました(本年2月7日公布、同年1月1日以降適用。)

- 今般の令和6年能登半島地震は、特定非常災害として指定されていることから、特定教育・保育施設等が臨時休園等している場合については、特定非常災害発生日(本年1月1日)から、以下の計算式で利用者負担額について日割り計算をお願いいたします。

<計算式>

3号認定子どもの教育・保育給付認定保護者の属する階層に係る施行令第4条に定める額
×その月の臨時休園等の日を除く開所日数÷25

- なお、臨時休園等した場合の2号認定子どもの副食費等の取扱いについては、配食準備を計画的に行うなどにより、実費徴収額の減額等の対応を行うことが考えられます。

以上

【別添】官報(令和6年2月7日第1157号)

【下記以外についての問合せ先】

- こども家庭庁成育局保育政策課 企画法令第一係
TEL:03-6858-0058

【一時預かり事業についての問合せ先】

- こども家庭庁成育局保育政策課 地域支援係
TEL:03-6858-0078

【若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業についての問合せ先】

- こども家庭庁成育局保育政策課 保育の魅力向上係
TEL:03-6858-0086

【施設型給付費、利用者負担額等についての問合せ先】

- こども家庭庁成育局保育政策課公定価格担当室
TEL:03-6858-0126